

京都市教育委員会教育長告示第1号

京都市図書館利用規程の一部を次のように改正する。

平成21年5月21日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第11条第1項中「者は」を「者（本市の区域内に住所を有する者に限る。）
は」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

（中央図書館図書課）